

武蔵村山市と西武信用金庫との包括的連携・協力に関する協定書

武蔵村山市（以下「甲」という。）と西武信用金庫（以下「乙」という。）は、地域社会の発展を実現するため、互いに連携・協力することに合意し、本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の連携の下、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力する。

- (1) 地域の活性化及び産業の振興に関すること。
- (2) 移住定住の促進に関すること。
- (3) 事業者支援に関すること。
- (4) 環境保全に関すること。
- (5) 地域の安全・安心に関すること。
- (6) 市政情報の発信に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。

（協議事項）

第3条 本協定に基づき実施する個別事業における具体的な連携・協力の形式、役割分担、経費負担等については、当該事業ごとに、両者の協議により決定するものとする。

（個人情報保護及び秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力を行う上で知り得た個人情報等の取扱いについては、別途締結する「個人情報保護及び秘密保持に関する契約書」の定めに従うものとする。

（協定の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定に定める事項に関し変更を申し出たときは、その都度、協議し、必要な場合には、書面により本協定の変更を行うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1箇月前までに、甲及び乙のいずれからも本協定を更新しない旨の書面による意思表示がない場合には、本協定は同一の内容で1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（反社会的勢力の排除）

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、自らの役員（実質的に経営権を有する者を含む。以下同じ。）又は自らが業務を委託した者（委託先が数次にわたるときは、その全てを含む。以下「委託先」という。）の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、自ら又は自らの委託先の役員が、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅威的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲若しくは乙の信用を毀損し、又は甲若しくは乙の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲、乙及びそれぞれの委託先の役員が、暴力団員等となり、第1項各号のいずれかに該当し、又は前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、本協定の相手方は、何らの催告を要さずに、本協定を解除することができる。

4 甲又は乙が前項の規定により本協定を解除した場合において損害を被ったときは、その相手方は、双方協議の上、その損害を賠償するものとする。

（不当介入報告義務等）

第8条 甲又は乙は、自ら又は自らの委託先が、本協定に基づく業務の遂行に当たり、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、速やかに本協定の相手方に報告するものとする。

2 甲又は乙の委託先が、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、その発注元である甲又は乙への報告を怠った場合は、甲又は乙は、以後、当該委託先へ新たな委託をしてはならない。

3 甲又は乙が、正当な理由なく第1項の規定に違反した場合、その相手方は何らの催告を要さずに、本協定を解除することができる。

4 甲又は乙が前項の規定により本協定を解除した場合において損害を被ったときは、その相手方は、双方協議の上、その損害を賠償するものとする。

（その他）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本協定書2通を作成し、各々1通を保有する。

令和8年3月30日

甲 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1  
武蔵村山市  
武蔵村山市長

山崎泰大

乙 東京都中野区中野2丁目29番10号  
西武信用金庫  
理事長

高橋一期